

業務仕様書

1 委託業務の名称

気仙沼市立病院敷地内及び医師住宅周辺草刈業務

2 履行場所

気仙沼市立病院敷地内（気仙沼市赤岩杉ノ沢8-2） 18,000 m²（うち集草箇所 12,500 m²）

医師住宅周辺（気仙沼市田中166-52） 50 m²（うち集草箇所 50 m²）

3 履行の期間

契約締結日から令和4年11月30日まで

4 業務内容

履行場所に繁茂する雑草や樹木の枝葉、蔦類等について、下記の要領で刈り取り、処分する。

(1) 着手前

受託者は、業務の実施に先立ち、履行場所及び作業範囲について、病院事務局担当者と現地確認を行うこと。

(2) 作業方法

ア 除草等の作業は、地際より機械刈りとする。ただし、機械刈りが困難な場合は手刈りによること。

イ 刈り草等は、早急に回収し適切に処分すること。

ウ 飛び石による事故防止に十分注意を払うこと。

(3) 業務完了報告

ア 委託業務を完了したときは、7日以内に委託者に業務完了報告書を提出すること。

イ 業務完了報告書には施工前及び施工後の写真を添付すること。

ウ 業務完了報告書は電子データとする。ただし、電子データによる提出が困難な場合には、委託者と協議し了承を得たうえで、書面で提出すること。

5 業務上の注意

(1) 作業中は、安全確保に努め、事故防止に万全を期すものとし、病院及び第三者の建物や財産に損害を与えないよう十分に注意すること。

(2) 受託者は業務の実施において、病院及び第三者の建物、財産等に損害を与えた場合は、担当係に速やかに報告するとともに、受託者において原状回復等その責を負うものとする。ただし、委託者の責に帰す事由によるときは、委託者の負担とする。

(3) ヘリコプターの離発着及び緊急車両等の通行の妨げとならないよう作業を行うこと。

(4) 受託者は作業規律の維持及び衛生に留意するとともに、作業員に受託者従業員であることを明らかにする証明書を携行させるものとする。

- (5) 来院者や付近の通行者等が不快に感じるような行動はしないこと。
- (6) 作業中に散乱した刈り草等及び作業用車両の土砂の引き出し等については、敷地の内外に関わらず清掃除去すること。
- (7) 委託業務の実施に伴い作業員の疾病、傷害その他の事故については、その原因の如何に関わらず、受託者の責任において措置するものとする。また、受託者は労働安全衛生法等関係法令を遵守し、作業員に対して、安全衛生等の確保に努めさせなければならない。
- (8) 作業に伴う関係機関の許認可が必要な場合は、受託者が手続きをすること。
- (9) 受託者は業務の履行により知りえた相互の秘密を第三者に漏らしてはならない。

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。